

I 人権

1 人権とは

(1) 人権は、人間固有の尊厳に由来する権利

人権とは、社会を構成するすべての人々が個人としての生存と自由を確保し、社会において幸福な生活を営むために欠かすことのできない権利をいい、それは人間固有の尊厳に由来する。

人権が不可侵であるということは、歴史的には、主として、公権力によって侵されないという意味で理解されてきたが「人間はどのような関係にあっても人間として尊重されるべきである」ということから考えると、人権は、国や地方公共団体といった公権力の主体との関係においてだけでなく、国民相互の関係においても尊重されるべきものである。

(2) 人権侵犯

人権侵犯とは、人間が生まれたときから持っている基本的人権を侵すことをいい、人格権の侵犯ともいわれる。その原因や態様にはいろいろなものがある。

有形な人権侵犯とは、相手に肉体的苦痛を与えるもので、いわゆる殴る、蹴る、長時間にわたる正座や校庭での走り込みなどがある。

無形な人権侵犯とは、相手に精神的苦痛を与えるもので、いわゆる言葉による暴力、相手の身体の肉体的欠陥や相手が気にしている身体的特徴（例えば、ハゲ、デブ、チビ、汚い、臭いなど）を言ったり、また、グループで無視し仲間はずれにするなどがこれに当たる。

人権侵犯は、場合によっては不登校、自殺、教師不信などにつながっていく恐れがあるので十分に気をつける必要がある。

(3) 人権感覚を身につける

人権については、知的理解にとどまらず、人権感覚を身につけることが大切で、人権尊重の理念について十分に認識する。

人権を知識として理解するだけでなく、感覚や感性として人権を身につけることがなければ、児童生徒に対して人権教育ができず、児童生徒の人権に対する感性はぐくまれなくなる。

(4) 人権教育

人権教育とは、日本国憲法及び教育基本法の本質にのっとり、基本的人権の尊重が正しく身に付くよう、地域の実情にも留意しながら学校教育及び社会教育において行われる教育活動をいう。

人権教育は、児童生徒が日常生活の中で生かされるような直感的な感性や人権感覚が充分身につくように指導することが大切である。そのためには、法の下での平等、個人の尊重といった普

遍的な視点から人権の尊重の理念を訴えることも重要であるが、それと併せて具体的な人権に関わる課題に則し、児童生徒に親しみやすく分かりやすいテーマや表現を用いるなどの創意工夫が必要である。

(5) 加害者に問われる責任

加害行為が犯罪を構成する場合には、刑事的に訴追され、裁判で禁固以上の刑に処せられると、教員免許状は失効となりその職を失うこともある。

行政責任

行政的には、信用失墜等の理由から、地方公務員法第29条によって懲戒処分に付されることがある。

特に公教育にあたる教育公務員の職の重大さに鑑み、行政処分は厳しく、教員免許状が取り上げられることもある。処分の種類には、戒告、減給、停職、免職がある。校長も監督責任を問われることがある。

懲戒処分について

戒 告

職員の服務義務の責任を確認して、その将来を戒める処分。

減 給

一定の期間、給料の月額の一部を減ずる処分。

停 職

職員を一定の期間職務に従事させない処分（停職中は無給）

免 職

職員の身分を失わせる処分。

懲戒処分による給与・年金上の影響

	退職共済年金	退職手当	昇給
戒告			昇給時期が繰り延べられる 場合が多い
減給			昇給時期が繰り延べられる 場合が多い
停職	一時支給しないことができる	1/2の期間を勤務期間から 除く	昇給時期が繰り延べられる 場合が多い
免職	一時支給しないことができる	支給しない	

民事責任

民事的には、相手の受けた身体的・精神的損害を賠償する義務が生じる。